

第 1 0 1 号議案

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

足立区応急小口資金貸付条例（昭和 4 8 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「貸し付け」を「貸付け」に、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第 1 号中「災害、疾病、交通事故その他区長が」を「災害、疾病その他の規則に」に改め、同項第 2 号中「貸し付け申し込み」を「貸付けの申し込み」に改め、同項第 4 号中「貸し付け」を「貸付け」に改め、同項第 5 号中「課税されなかつた」を「課税されなかった」に改め、同項第 6 号中「貸付金」を「貸付け」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める事由に該当するときは、この限りでない。

第 2 条第 1 項第 7 号ただし書を次のように改める。

ただし、貸付けを受けようとする者が規則で定める者に該当するときは、この限りでない。

第 2 条第 1 項第 8 号中「貸し付け」を「貸付け」に、「同居している」を「同居の」に改め、同項第 9 号中「貸し付け」を「貸付け」に、「同居している」を「同居の」に、「なつている」を「なっている」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「貸し付け」を「貸付け」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「貸し付け」を「貸付け」に改め、第 4 号中「加害者で、」の次に「当該交通事故に係る」を加える。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「次の各号に定める」を「次に掲げる」

に改め、同条第 1 号中「貸し付け申し込み」を「貸付けの申込み」に、「区長が必要と認めるとき」を「規則で定める場合に該当するとき」に改め、同条第 2 号中「職業」を「収入」に改め、同条第 3 号中「貸し付け」を「貸付け」に改め、同条第 5 号中「この」の次に「条例による」を加え、「貸し付け」を「貸付け」に改め、同条第 7 号中「なつている」を「なっている」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区応急小口資金貸付条例第 2 条及び第 1 2 条の規定は、施行日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(提案理由)

貸付けの資格及び連帯保証人の要件を変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。